

更新プログラム提供のご案内

お客様 各位

Galileopt NX-Plusにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。

お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいますようお願いいたします。

<主な対応内容>

- ・ 固定資産管理 不具合対応

1. システムの対応内容について

対応内容は次のとおりです。

【Galileopt NX-Plus 固定資産管理】

次の条件をすべて満たす場合、法人税別表で誤った当期償却額が出力されていた点を修正しました。

正：「過年度の減損を反映した当期償却額」＋「当期減損損失額」

誤：「過年度の減損を反映しない当期償却額」＋「当期減損損失額」

<対象項目>

- ・ 法人税別表16(1)：「14.損金に計上した当期償却額」「35.当期償却額」
- ・ 法人税別表16(2)：「14.損金に計上した当期償却額」「39.当期償却額」
- ・ 法人税別表16(4)：「27.当期償却額」

<物件条件>

- ①過年度および当年度の両方で減損を行っている
- ②減損が会計用計算パターンに登録されている
- ③減損後任意償却額が登録されていない
- ④法人税別表16(1)、16(2)、16(4)の各帳票における出力対象物件のうち、過年度に最後に実施された減損と同じタイミングでは、当該物件の減損を行っていない

※物件条件④の例

会計期間：R8/4/1～R9/3/31

別表16(1)には、次の3件の物件が出力されるものとします。

	過年度の減損		当年度の減損
物件A	R7/3/31	R8/3/31	R9/3/31
物件B	－	R8/3/31	R9/3/31
物件C	R7/3/31	－	R9/3/31

上記の場合、過年度に行った最後の減損となる「R8/3/31」の減損が登録されている物件A、Bでは不具合は発生しません。

「R8/3/31」の減損が登録されていない物件Cで不具合が発生します。

2. バージョンアップについて

- (1) バージョンアップの方法につきましては、[「差分更新ツール操作マニュアル」](#)を参照してください。
- (2) バージョンアップを行う前に、必ずデータをバックアップしてください。
- (3) 本プログラムの適用中はGalileopt NX-Plusの運用をすべて停止していただく必要があります。
- (4) Galileopt NX-Plus Ver.1.23.00が適用されている環境に対して本プログラムを適用した場合、クライアントおよびWebクライアントのセットアップは不要です。

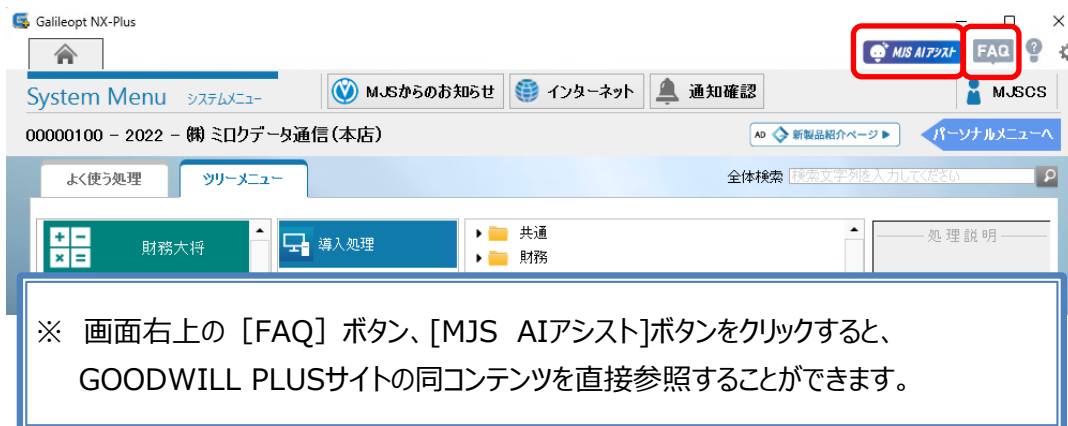
3. システムに関するお問い合わせについて

- (1) システムに関するお問い合わせは、GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」または「MJS AIアシスト」をご利用になれます。

【GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」「MJS AIアシスト」について】

GOODWILL PLUSサイトの「よくあるお問い合わせ」「MJS AIアシスト」は次の方法で参照いただけます。

▼【Galileopt NX-Plusホームウィンドウ】



「MJS AIアシスト」とは株式会社 ミロク情報サービスが提供する製品について知りたいことを質問形式で入力することで、生成AIが回答を提示するチャット型サポートサービスです。「MJS AIアシスト」では、「よくあるお問い合わせ」「操作マニュアル」「カスタマーサービスセンターに蓄積されたナレッジ」をもとにAIが生成した回答を表示します。「MJS AIアシスト」は無料でお使いいただけます。

「MJS AIアシスト」の使用方法については、GOODWILL PLUSサイトの「よくあるお問い合わせ」のFAQ番号：12629を参照してください。

4. 申告書類を提出する際の注意事項

- (1) システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認ください。送信してください。
- (2) 当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等が必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。
- (3) 税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。

- (4) 税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布または送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合のうえ、提出をお願いいたします。
- (5) 白紙印刷での申告書類等の提出は、あらかじめ提出先（税務署等）にご確認のうえをお願いいたします。
- (6) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。
- (7) プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

5. その他のご注意

システム使用上の注意事項については、以下のとおりです。

- (1) システム全般（インストール等）のお問い合わせは、「ソフトウェア運用支援サービス」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。
- (2) 操作説明の詳細については、ヘルプ機能および各システムの操作マニュアルをご覧ください。
- (3) プログラムインストール後、データはすべて本プログラム専用となります。以前のバージョンのプログラムでは使用できなくなりますのでご注意ください。

以上